

加古川市行路困窮者に関する要綱

(目的)

第1条 行路者で困窮している者から申出があつたときは、この要綱に定めるところにより、適当な救護を行うものとする。

(定義)

第2条 この要綱による「行路困窮者」とは、行路中疾病、災害等の理由により又は所持品の盗難、紛失等の理由により行路に要する費用に困窮している者で市長が援護を必要と認めたものをいう。

(救護の内容)

第3条 市長は、行路困窮者で援護を必要と認める者に対し、次により旅費又は食費（以下「旅費等」という。）を支給する。

(1) 旅費については、隣接都市までの運賃実費

(2) 食費については、状況により最低実費

2 前項第1号の規定にかかわらず行路困窮者の状況により本籍地又は現住所までの旅費を支給することができる。

(援護申請)

第4条 行路困窮者において旅費等の支給を受けようとする者は、別に定める申請書を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(旅費等の支給方法)

第5条 第3条の規定による旅費は、鉄道乗車券を支給する。ただし、市長において必要があると認めたときは、現金を支給することができる。

2 第3条に規定する食費は、現物をもって支給する。

3 前各項の規定により旅費等を支給するときは、領収書(印鑑のないものは、拇印で対応し所属長の下承を得る)を徴さなければならない。

(勤務時間外の取扱い)

第6条 勤務時間外における行路困窮者の取扱いについては、当直員が行う。

(連絡通報)

第7条 行路困窮者の身寄人で引取能力があると認められる者がある場合は、速やかに身寄人の関係市町村、関係機関等に連絡又は通報しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。